

令和6年2月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年2月19日（月）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 2 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	令和 6 年 2 月 1 9 日（月） 1 0 時 0 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	廣田委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員
出 席 職 員	前川教育長、狩野教育次長、桑宮教育次長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、植松高校教育課人事管理監、石橋特別支援教育課長、加藤生涯学習課長
開 会	（前川教育長） それでは定刻になりましたのでただいまから 2 月定例会を開会いたします。
前回会議録承認	本日の議事録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。議事録署名委員は、伊東委員、松山委員の両委員にお願いをいたします。 次に、1 月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますけれども、承認ということによろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
	（前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。 本日提案されている議題のうち、冊子 2、冊子 3、冊子 4 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いと思いますが、行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
教 育 長 報 告	（前川教育長） 冊子 1 の審議の前に、まず、私からご報告をさせていただきます。長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理をいたしました案件について、私からご報告いたします。 教育長報告資料の 1 ページをご参照ください。「長崎県教育委員会表彰被表彰者の追加について」であります。令和 5 年度長崎県教育委員会表彰における被表彰者の選考につきましては、1 2 月定例教育委員会においてご審議いただいたところでございますが、それ以降各種大会等で優秀な成績をおさめた表彰該当者が出て参りました

ので、資料 1 ページの者を臨時代理により、追加の被表彰者として決定をいたしました。なお、去る 2 月 2 日に表彰式を開催いたしました。廣田委員にもご出席をいただきましてありがとうございます。式には浦副知事を初め、多数のご来賓にもご出席をいただき、本県の教育活動等で優れた実績を上げられた個人、団体及び、長年にわたり本県教育の振興に大きく貢献していただいている方々に表彰状をお渡ししました。来年度も、たくさんの方が受賞されることを期待したいと思います。

続きまして、2 ページをお開きください。2 ページは「2 月定例県議会に提出されている議案に対する教育委員会の意見について」であります。2 月 20 日に開会する令和 6 年 2 月定例会に上程される議案の中の教育委員会関係の議案につきましては、お配りしております教育長報告資料 2 ページにありますとおり、2 月 5 日付で知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料 3 ページのとおり、臨時代理により特に意見はない旨回答をいたしました。なお、議案の内容につきましては、この後教育政策課長から説明をいたします。

ページ飛びまして 29 ページをお開きください。「市町立小学校の人事異動について」であります。長与町立高田小学校、寺地久弥校長の令和 6 年 1 月 1 日付けの休職発令に伴い、長与町立長与小学校、西田聖治副校長を令和 6 年 1 月 15 日付けで長与町立高田小学校に新補校長として発令をいたしました。西田副校長の略歴は、1 枚めくっていただきまして資料 30 ページのとおりでございます。続きまして、教育政策課長から補足説明を行います。

(犬塚教育政策課長)

令和 6 年 2 月定例県議会における議案についてご説明いたします。ただいまの教育長報告資料 2 ページをお開きください。「1. 議案名等」でございますが、教育委員会関係の議案は令和 6 年度長崎県一般会計予算 1 件、令和 5 年度 2 月補正予算 1 件、条例議案 3 件、計画議案として 1 件でございます。各議案の概要についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。別紙 1、各課の令和 6 年度当初予算一覧について 5 ページから 6 ページに記載しております。教育委員会全体といたしましては、6 ページの計の欄のとおり 1330 億 4390 万 5000 円であり、令和 5 年度当初予算と比較いたしますと、87 億 2078 万 6000 円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、定年年齢引き上げにより令和 5 年度は定年退職に伴う退職手当の支給がございましたが、令和 6 年度から再び定年退職者が発生することによる教職員課予算 78 億 5907 万 5000 円の増となっております。主な予算計上事業につきましては、7 ページから 19 ページに記載のとおりでございます。

11 月定例教育委員会にてご報告させていただきました新規拡充事業について、事業内容や事務費の精査等を行った上で予算計上して

質 疑	おります。 20ページをお開きください。別紙2、令和5年度2月補正予算でございますが、給与費、その他行政経費の執行状況に応じた調整により全体で5億1966万3000円の減額となっております。補正予算の主な内容ですが、教職員給与費の過不足調整として、5億8795万9000円の減を計上しております。21ページをご覧ください。今回の補正予算は、国において決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に沿った国の補正予算等に対応するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。3つの事業について、補正予算を計上しております。なお、上から3つ目の指定管理者支援負担金につきましては、県立体育施設4施設分が教育委員会関係の補正予算となります。 22ページをお開きください。第16号議案は国家公務員の取扱いに準じ、在宅勤務手当月額3000円を新設するなど、所要の改正をしようとするものでございます。 24ページをお開きください。第31号議案はGIGAスクール構想に基づき義務教育段階における1人1台端末等の更新を目的とする補助金を受け入れる基金を設置しようとするものであります。 25ページをご覧ください。第32号議案は児童生徒等により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。26ページに記載しておりますが、令和6年度の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計の教職員定数は令和5年度から88人減の1万3134人となります。 27ページをご覧ください。第52号議案は現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに令和6年度から5年間の本県教育の振興に向けた基本的な方向性や主要な施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。 以上、令和6年2月定例県議会における議案についての説明を終わります。 (前川教育長) ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 今説明があった26ページの条例案についてですが、26ページの資料によれば小、中学校、高等学校の職員は減っているようですが、特別支援学校については21人の増となっています。これは毎年の傾向なのか、あるいは令和6年度に時和特別支援学校ができることに伴う増員なのか、もしわかれば教えてください。 (岡野義務教育課長)
------------	--

申し訳ありません、正確なところは今お答えしかねますが、令和6年度に向けて小学校、中学校、高等学校の学級数が減少していくというのは大きな1つの傾向であるということは担当から聞いているところです。例えば、特別支援学級であるとか小学校の35人学級が進行している最中ですので、教員数は増えていかなければなりません、それを上回ってマイナスになるということは児童生徒の減少やあるいは学校の統廃合によって、小中学校において教員の定数が減っていくということははっきりとした傾向といえると思います。

(石橋特別支援教育課長)

特別支援学校の教員数が増えているという点についてですが、児童生徒の全体的な数としてはやはり減少しておりますが、特別支援学校に就学する生徒数が増えているということが、一定の理由かと思っております。

(前川教育長)

時和特別支援学校の本校化による影響だけではなく、そういう傾向であるということでもいいのでしょうか。

(石橋特別支援教育課長)

全体的な数として、長崎県全体の傾向として、特別支援学校に入学する児童生徒数が増えているという現状がございます。

(前川教育長)

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。嶋崎委員お願いいたします。

(嶋崎委員)

10ページの予算についてですが、「教員のなり手不足解消プロジェクト」として約6000万計上されていますけれども、確か前回議論があって、本当になり手不足なのかどうかという議論をしたと思います。象徴的になり手不足という表現がされていますので、現実に見合っているのかどうかを質問します。なり手不足と言えるのかどうかという議論をこの前したと思いますので。

(植松高校教育課人事管理監)

ご質問のとおり、なり手不足と言えるかということを前回議論させていただきましたけれども、実際に大量退職に伴ってそれを補うなり手がいないということは1つあるかと思います。その要因の1つとしてやはり職員の働き方といいますか、業務多忙ということがあるため、業務改善というところにまず焦点を当てて改善していこうということで支援員の配置や、モデル校を使った検証等を行っていこうとしております。

第 30 号 議 案

(嶋崎委員)

それであれば、働き方改革というテーマの方がふさわしいような気がします。私は前回の議論では、今の状況はなり手不足ではないという認識をしたんです。

(植松高校教育課人事管理監)

前回ご質問いただいたとおり、現役の大学生につきましては一定の受験者がいるということですが、やはり現在少子化が進んでいる中で、それでは大量退職者の分がなかなか補えない状況もあるということで、最終的にはなり手不足になってしまっているということになろうかと思っております。

(前川教育長)

倍率について今手元にありますか、過去これぐらいの倍率だったのが今これぐらいの倍率に落ちてるということを示したらわかりやすいかもしれません。

(植松高校教育課人事管理監)

募集段階の倍率になりますが、令和3年度が2.6倍、令和4年度が2.3倍、そして令和5年度が2.0倍ということで、年々減少しているということになります。

(嶋崎委員)

なんだか数字のマジックのような気がしますね。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか、よろしいですか。

それでは特にないようであれば、定例教育委員会1の冊子について審議をいたします。第30号議案について提案理由を説明願います。

(植松高校教育課人事管理監)

第30号議案「教員採用選考試験の見直しについて」ご説明をいたします。1月の定例教育委員会で協議いただきました内容につきまして、今回は議案としてご審議をお願いいたします。提案理由は記載のとおり本県が求める教員の資質及び受験者数の確保を図るものです。

「1. 全国オンライン試験の申請方法について」です。全国オンライン試験は小学校教諭、中学校教諭の志願者で他自治体の国公立学校の本務教員が受験することができます。これまでは郵送による申請のみを認めておりましたが、申請の簡略化を図り、他の受験者と同様に電子申請といたします。

「2. 臨時免許状の取得を前提に、出願できる校種・教科につい

質 疑	て」です。次年度は特別支援学校の教員で技術、美術、音楽の大学推薦の者については、特別支援学校教諭の免許を持っていない者でも臨時免許状の取得を前提に出願を認め、採用後３年以内に特別支援学校の普通免許状を取得する猶予制度を設けたいと考えております。これにより、特別支援学校で技術、美術、音楽を担当できる優秀な人材を確保したいと考えております。 「３．特別採用選考について」です。 まず１つ目の離島教育特別採用選考についてです。これまでは小学校教諭志願者のうち、採用から１０年連続して原則同一離島市町に勤務できるものを対象としておりましたが、採用時を含めて通算して１０年といたします。これにより志願者増につなげたいと考えております。また、採用予定者数を４名から４名程度といたします。さらに大学または大学院において、複式教育論や小規模教育論などの科目を取得しているものについては、第１次試験において３点を加点いたします。 次に２つ目の大学推薦特別採用選考の対象教科・科目についてです。大学推薦制度については、令和４年度教員採用選考試験から実施しており、受験者の数や質の確保に繋がっております。次年度は表にあるとおり対象となる教科・科目を拡充し、さらなる受験者の確保につなげていきたいと考えております。 ４番目は免除申請についてです。まず１つ目の申請要件についてです。免除申請の臨免とは臨時的に教員として任用されているもので、優秀と認められる場合試験の一部が免除になるものです。これまでは第１次試験の教職一般教養試験が免除になるためには、臨時的任用の経験が３年以上必要でしたが、それを２年とすることで要件を緩和したいと考えております。 次に２つ目の免除内容についてです。次年度からは小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭において、第１次試験のすべてが免除となる臨免を新たに設けます。これには臨時的任用の経験が３年であること、さらには特に優秀と認められる場合といった要件を設けたいと考えております。 ５番目です。高等学校保健体育における特定競技の採用についてです。高等学校の魅力化による特色ある学校づくりを図る上で、特定の競技の指導者が必要な場合に、その競技の指導者の採用を優先的に行うものです。ただし、その競技専門のもので、採用の基準に達するものが１人もいない場合はこの限りではありません。 説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。それではただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等はございますでしょうか。廣田委員お願いします。 (廣田委員)
------------	--

議案そのものについて異議はないんですが、私自身が理解していない部分が2、3点ありますので質問いたします。まず2番目の臨時免許状の取得についてですが、臨時免許状というのは、要するに教員免許状を持ってない方々に対して、臨時的に免許状を発行することだと思っているんですが、例えば英語の場合だとどういった大学を出たのかとか、どういう資格要件で臨時免許状を発行することができるのかということがよくわかりません。臨時免許状をとった人というのはあくまでも臨時であって、最終的にはやはり教員免許状が必要になると思いますが、そういった人たちはどうやってその後資格を取っていくんでしょうか。通常勤務しながら夜間に行ったりするのか、現実としてどうしていくんでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

今、廣田委員からご質問がありました臨時免許状についてですが、こちらについては県教委が行います教育職員検定において合格した者に与えられます。県内の学校でのみ3年間有効ということになります。先ほどありましたとおり、普通免許状を有する方はもうすでに合格しているというか教育職員検定に合格しているということになりますが、例えばその臨時免許状で英語の場合には、教職課程がない学校を出た方でもセファールのB2というのがございまして、例えば英検で言いますと1級か準1級を有するというのが条件となります。その他大学において、生徒指導や教育相談に関する科目、それから教育の基礎的理解に関する科目を5単位以上取得した者、さらに2週間以上英語教育のインターンシップを実際に現場である学校で行うといった要件を満たす者に臨時免許状を与えております。そして一旦助教諭として採用をいたしまして、その後勤務する中において今度は特別免許状を発行いたします。その特別免許状を発行したら、教諭としての採用ということになります。

(廣田委員)

今度はその特別免許状というのがわからなくなってきましたんですが、これも一般の免許状ではなくて特別免許状ですよね。その特別免許状というのは一生有効なんですか。

(植松高校教育課人事管理監)

特別免許状は県内でのみ有効な教員免許状になりまして、期限は無期限としております。社会的経験を有し教科に関する専門的な知識・経験・技能を持つ人が、先ほども言いました教育職員検定を経て、認定をされるということになっております。

(廣田委員)

そうすると一般の教員免許状を持ってないけれども、長崎県にいる間だけはその特別免許状があれば、大学で資格を取らなくても長崎県で教員をやっていけるということなんですか。ただ先ほど聞

いた英検1級や、生徒指導や、2週間以上のインターンシップといった要件では限られてくるんじゃないでしょうか。これで採用されている人は結構いるんじゃないでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

英語につきましては本年1人です。それ以外の教科につきましては、例えば先日から話が出ております対馬高校の韓国人の講師ですが、こちらについても一定期間教員としての経験がありますので学校の推薦状があれば、それによって認定しているところです。あとは五島高校における看護教諭であるとか、そういった方が実際に特別免許状で採用されております。

(廣田委員)

今回の資料には臨時免許状のことしか書いてありませんが、特別免許状によって、教員免許を持っていなくても採用されている人が結構おられるということですね。もう1点ですが、免除申請についてのところで、これは現行と変更点は平成31年から令和6年度になっていたところが、令和5年度と令和6年度に絞ったということですね。その2年間にわたって臨時的に任用されて優秀と認められたということだと思いますが、令和6年度は優秀じゃなくていいのかなと、この表現を読んだときに思いました。どちらも優秀と書いた方がいいのではないかと思いましたが、令和5年度と令和6年度で違う学校に行くということになれば、校長の見方によって優秀と認められるかどうかということとは少し違ってくるのではないかと思いますので、両方とも優秀と書いてあった方がいいのではないかと思いましたが、違うんじゃないでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

ご質問ありがとうございます。確かに2年間ということは非常に必要な条件であろうと思っておりますが、一方で来年度は1次試験を1ヵ月前倒しいたしまして6月16日に実施いたします。したがって実際にこの免除申請等の書類を出していただくのがこれまでは5月でしたが4月になりますので、学校長が変わった学校においてはなかなかその評価が難しいだろうと考えております。従って令和5年度にその学校長、市町の教育委員会におかれましては教育長の推薦もごございますのでその2つを合わせて優秀であると考えられれば免除申請の対象とするということで、審議の場に上げたいと考えております。

(廣田委員)

大体理解できますが、本音としては令和6年度も優秀な人がほしいと思いますので、そう書けばいいのにと思いました。その下の②の方にも優秀という表現が書いてないので、あまりこだわりはしませんが、議案には異議ありません。

(前川教育長)

ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。
伊東委員。

(伊東委員)

廣田委員の1つ前のご質問に関連しますが、特別免許状について、これは普通の教諭との違いは県内に限って有効というところだけで、待遇等はすべて一般の教員免許状と同じということで考えてよろしいのでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

基本的には待遇等は同じということで、人事異動の対象にもなりますし、同じような処遇になっております。

(芹野委員)

聞きたい内容は2つありまして、1つは2ページの4番の中の優秀と認められた者、というところについて、何の評価をもって何々以上であるとか、評価者が誰々であるというところを教えてもらいたいという点です。それからその下の②の方の第1次試験すべてを免除するというのは新しく追加された項目ですが、これでどんな人が救われるのか、もしくは長崎県にとって不利益になりそうなどといった部分が利益になるということを想定されてるのかということろをちょっと教えてもらいたいと思います。

(植松高校教育課人事管理監)

まず1点目の質問ですけども、優秀と判断する内容については義務教育の小中学校に関しましては、市町の教育長の推薦と、学校長の推薦ということになります。また教育長の推薦については、5段階評価の4または5ということで、上位の評価をもらうということが条件です。それから学校長につきましては、これも5段階のちょうど真ん中以上ということになるかと思いますが、こういった推薦がもらえるかということでやっております。それから2つ目の全部免除することによる影響というところですが、こちらについては令和4年と令和5年の2年間で非常に優秀だと考えられる方が、1次試験をすべて免除することによって、試験ができなかった場合に落ちてしまうということがなくなっていきますので、現場で非常に優秀だと認められている臨時的任用の方が、次年度以降正式な採用として教壇に立っていただくということが可能になるかと思っております。

(芹野委員)

後段の部分ですが、通常優秀な方であれば試験に合格して当たり前のような気がするんですが、例えば時間的な短縮を目指すもので

採決	あればそれはそれでいいと思うんですけど、優秀なのにわざわざ免除するというのが、以前教員採用試験の採点結果について合格不合格の点数表を見せられたときに、点数は取れなかったが校長先生の評価はいいという方が何人か不合格になっていましたので、そういう人を救うためなのかなと思いましたが、本当にそういう人を救っていいのかというところはどこで見ればいいのか、少し疑問に感じるんですが、少し質問が難しいですかね。 (植松高校教育課人事管理監) 確かにその点難しいところはあろうかと思いますが、やはり授業で教える技術であったり、子どもたちと接する際の技能や能力であったりということを含めて校長先生たちは判断しておりますので、そういった方が教員として採用されるということは、学校や県にとってもプラスになるのかなと思っております。 (芹野委員) 中身に異論はないんですけど、少しやっている中身のちぐはぐ感のようなものが少し感じられますので、一応試験は受けるけれども参考にするということの方が、この先いいのかもしれないなと思いました。これは意見ですので回答は結構です。 (前川教育長) はい、ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか。 よろしいですか。それでは質疑討論をとどめ、採決いたします。第30号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。
可決 第31号議案	(前川教育長) はい。ご異議ないものと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続いて第31号議案について、提案理由の説明をお願いします。 (加藤生涯学習課長) 第31号議案「第五次長崎県子ども読書活動推進計画案について」ご説明をいたします。資料4ページをご覧ください。提案理由につきましては、現行の第四次計画が今年度末に終期を迎えることから、令和6年度から5ヵ年間の新たな計画を策定するものでございます。内容は「2 内容構成」に記しているとおりでございます。5ページをご覧ください。策定の経過といたしまして、本計画は11月臨時教育委員会で素案を委員の皆様にご協議していただき、その後11月の定例県議会でご意見をいただくとともに、12

月にパブリックコメントを実施してその意見を反映し、この計画案を作成したところでございます。実際の計画案は、別とじて委員の皆様にお配りをしております。表紙に「読みたい本が いつも子どものそばにある」という冊子になっております。

それでは冊子1の内容について、計画素案に対する意見と計画の反映についてご説明をいたします。ご意見に対する反映をA B C Dに区分しております。区分の内容についてはそちらに示しておりますとおりでございます。今回全般的にBに分類した意見が大半でございまして、素案の考え方と合致するものが多く一定の評価をいただいたものと考えております。それではご意見をいただいた特徴的な内容について、実際の計画案をご覧いただきながら6点ご説明させていただきます。

1点目は11月にこの教育委員会内でご指導いただきました番号3についてです。「読書」と「読書活動」についての言葉の整理というご指導をいただいております。このご意見は読書という概念が広がる中で、多様な読書活動を推奨するという立場からご指導いただいたものと考えております。このことを受けまして、私たちなりに整理を試みてみました。まず読書とは、辞書においては端的に本を読むこと、という説明がなされております。しかしながら子どもの読書活動の推進に関する法律、また国の計画において、特に読書と読書活動について明確に分けるような定義はなく、読書活動と読書、前後の文脈の中で適した形で表現をしているという状況でございました。そこで今回の計画案の1ページをご覧ください。計画案の1ページ目の4つめの丸のところでは今回朱書きにしているところです。ここに子どもの読書活動の意義を示しておりましたので、朱書き部分といたしまして、読書環境を整備していくこと、また、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなど、多様な読書活動を工夫することの重要性を記して、今後読書活動を推進する上での本計画の方向性を整理いたしました。

2点目は冊子1の6ページの上段の4に示しているご意見についてです。不読率についての評価だけではなく、子どもたちが積極的に読書活動に取り組んだことへの評価ができないかというご意見をいただいております。このことについては計画案の29ページをご覧ください。29ページに本計画における数値目標を示しておりますが、前回ここをお伝えすることができなかったのですが、まず読書が好きな子どもの割合というのを今回の計画から新たに位置付けております。これを冒頭の目標として本計画を推進していきたいということから、子どもたちの積極的な読書活動はこの数値目標で評価をしていきたいと考えております。

3点目でございます。冊子1の6ページの「(2) 11月県議会でのご意見について」です。県議会におきましては電子書籍や教職員と学校司書、図書ボランティアとの連携などについてご意見をいただいておりますが、基本的には本計画の方向性と合致するものであり、特に素案の変更等は行っておりません。

4点目といたしましてパブリックコメントの3のご意見についてです。学校等におけるスローガン「引き出そう！読みたい 知りたい 伝えたい」を短くできないかというご指摘をいただいております。このことにつきましては、計画案の31ページをご覧ください。31ページに第五次計画の概要を示しております。今回の計画では、多くの方々と計画の方向性を共有していくために4つのテーマを設定しております。基本テーマと家庭、地域、学校等のテーマでございます。基本テーマが「読みたい本が いつも子どものそばにある」、家庭においては「出かけよう！図書館へ」、地域においては「つながろう！広げよう！読書の輪」、そして学校等においては「引き出そう！読みたい 知りたい 伝えたい」という表現をさせていただいております。そしてこの「引き出そう！読みたい 知りたい 伝えたい」というテーマでございますが、この内容につきましてはいずれの言葉も今回の計画の中で学校や先生方に重視していただきたい内容を盛り込んでおりますので、このようなことを受けまして今回はDと分類いたしました、反映が困難という判断をさせていただきます。

5点目はパブリックコメントの4についてです。計画案の29ページをご覧ください。29ページ、下から2つ目の目標になっております。地域における目標として、子ども読書活動に取り組む民間ボランティアの数は令和4年度が4269名ですが、これを令和10年度は5000名という目標を描いております。このことは今後人口減少が進んでいく中でなかなか難しいのではないかとご指摘をいただいたものでございました。このことにつきましては、計画案の17ページをご覧ください。実は令和元年度には図書ボランティアの数は4998名とほぼ5000名に近づいている状況でございました。しかしこれが新型コロナの影響を受けまして大幅に減少しているという状況でございます。このことを受けて、今回は特に地域において子どもたちの読書活動を推進していく、このことを大切にしていきたいと考えておりますので、今回少し多すぎるのではないかとご意見をいただいたのですが、やはり5000名という目標をそのまま継続していきたいということでDという判断をしております。

最後にもう1点だけご説明をさせていただきます。計画案の18ページをご覧ください。18ページの下の方に朱書きしておりますが、多様な子供ということで不登校児童生徒というものを朱書きで記載しております。これは特に指摘を受けた部分ではございませんが、これまでも多様な子供については、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども、読書を苦手とする子どもなどと表現してございまして、「など」の中には私どもは不登校児童生徒も含めて考えておったものでございます。しかしながら現在の不登校児童生徒の増加の状況や国の方向性といったしまして、不登校児童生徒の居場所が公民館や図書館においても考えられるのではない

質 疑	かという指摘も入っておりますので、「など」に含めていた不登校児童生徒をここに明記するという形で変更をしております。 この他にも前回の素案から小さな言葉の追加や表現の変更などを行った部分につきましては、朱書きで記載しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。これより第31号議案について質疑討論を行います。ご質問ご意見はございませんか。 (廣田委員) この読書活動推進計画は非常によくできていると私は思います。特にこの表紙のタイトルが非常にいいなと思っていて、「読みたい本が いつも子どものそばにある」、やはりこれが重要ですよね。やはりそばに本がないと子どもは読まない。これは今、現実にはできていないんですよ。だから読みたい本がいつも子どものそばにあるような状況を作っていかなければいけないと思っています。県立図書館や市の図書館、公民館の中にある図書館などはあちこちにありますが、私の住んでいるところの近くにある公民館の中の図書館には、確かに子どもは来ていて中でも高校生が多いんですが、そこにいて勉強してる子どもたちは多いけれども、本を読んでいるのではなく、受験勉強してるような方がほとんどだと思います。だからそういう子どもたちが本を手にとることができるような状況を作っていくことが必要ではないかなと思います。そのためにはやはり図書館と学校が連携をして、例えば市の図書館でもいいですが、公共図書館から図書館の本を子どもたちがそばに持っていける状況を作っていかなければいけないと思います。この前も少し質問したと思いますが、例えば長崎東高や長崎西高と県立図書館が連携をして、県立図書館の本が高校に来るという状況があるのかどうか。そういった状況をまず作っていかなければいけないだろうと思いますが、学校の予算も少ないので、あんまり本を買えないと思いますので、県立図書館の本が毎週でも子どもたちの希望によってそこに届くような状況ができればもっと子どもたちは本を読むようになるんじゃないかと思いますが、その状況を教えてください。そういった仕組みはあるんでしょうか。 (加藤生涯学習課長) 教育振興基本計画の新たな取組として、「つながりが創る」というテーマを掲げております。それと同様でこの読書活動についても、公立図書館と学校がどう繋がっていくかということが大きな課題だと考えております。先ほどお話があった内容については計画案の9ページをご覧くださいればと思います。このページの上の方に表がございましてその2つ目です。県立図書館から高等学校等への協力貸出ということで、本の貸出を行っております。令和4年度の状況
------------	---

といたしましては、25校がこのサービスを活用しておりまして、その25校のうち県立高校が18校、特別支援学校が1校、私立高校が6校となっております。令和元年度の県立高校は9校でございましたので、令和4年度18校と9校から18校へと倍増しておりますが、高等学校全体の数からするとまだまだ少ない状況であると思っております。県立図書館においてもこういったサービスは広げていきたいという思いを持っておりますので、本計画の中で取組を進めていきたいと思っております。

(廣田委員)

やはり少ないですね。それはなぜかを聞いてみると、図書館の司書だけの働きかけというのはちょっと足りないのではないかと思います。図書館の司書がもう少し積極的になって、例えば生徒たちにどういう本がほしいのかというアンケートをとって、図書館に連絡して取り寄せるということはできるのではないかと思います。特に長崎県の場合は離島も多くて、特に五島の奈留島や宇久などはもう図書館を探そうにもなくて、福江の図書館に行って借りるしかないでそういう子どもたちがやはり不利になると思いますので、県立図書館はおそらく離島にも貸出はしていると思うんですが、そういう状況を早く作ってやっていくということは必要なことではないかと思います。このタイトルにあるとおり、いつも子どもたちのそばに本があるという環境が実現できるように、大変だとは思いますがまず取り組んでいただきたいと思います。

それからもう1つは、生徒たちは今1人1台端末を持っていますよね。それを通して例えばここにも書いてありましたが、今電子書籍というシステムがありますので、それで本を読める状況にしてあげれば、いつも子どものそばに本があるということが可能になりますので、このことは県議会からの意見の中にも書いてありましたが、離島にいても今発行されている本がすぐにでも読めるという状況になっていけば、子どもたちは私たちよりもはるかに操作に慣れていると思いますので。子どもたちの端末と市の図書館や県の図書館とを結ぶという取組を早くやっていただきたいと思います。現実的な状況はどうなっていますか。

(加藤生涯学習課長)

まず県立図書館のサービスについてですが、例えば学校からテーマを指定してもらえれば県立図書館が選書をして学校にお届けするというサービスや、また郷土資料センターにつきましては、郷土学習セットというもので40冊を1組にして学校にお届けするというサービスもございます。このあたりについては各学校の司書や読書の担当者に対してまだまだ周知が足りてないというところがあるのかなと思っております。電子書籍につきましては、計画案の41ページをご覧くださいと思います。今回ミライ on 図書館の電子書籍の利用方法について、こちらにチャート図を掲載しております

す。現在県立図書館におきましては、2月と3月に県内の2地区で電子書籍サービスの体験会を行うことにしております。また私どもといたしましても、3月と4月にかけて県内の高等学校でモデル的な取組を行いまして、その取組を県全体に広げていくような形で、電子書籍の活用を進めていきたいと考えているところでございます。

(廣田委員)

この電子書籍の取組もまだまだ遅れている状況ではないかと思えますので、今子どもたちが端末を持っていますのでそこからすぐに図書館に繋げて本が読める状況に早く持って行ってあげれば、子どもたちが本に対して関心を持ってくると思えますので、早急に取り組んでほしいと思います。

(前川教育長)

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

(芹野委員)

今回読書活動を推進していくということは素晴らしいことだと思っています。今回読書という言葉を読書活動として少し広げてこれを進めていこうということでもいいことだなと感じています。この推進計画の25ページあたりに活動の推進内容が細かく書いてありますが、例えば県があって、子どもたちに届くまでに間に市町村があって、そこに学校や幼稚園があって、場合によっては先生や親が関与して子どものところに読書活動が届けられるという、その繋がりについてこうすれば、というようなところが少し書き足りていないような気がします。そのあたりはどう考えればいいのでしょうか。

(加藤生涯学習課長)

この計画を基にそれぞれの市や町では独自の計画を策定していき、それぞれの自治体における子どもの読書活動推進計画を策定していくことになっております。ある意味今回県が示した大きな方向性を基に、それぞれの市町の実態に即した取組として進めていただくという形で進めております。その一方で私どももこの読書計画の具体化を図っていきたいと考えておりまして、先ほど教育長報告の18ページに新規事業という形で、「みんなで創る！ながさき読書活動推進事業」に、次年度から5ヵ年かけて取り組もうと考えております。

(芹野委員)

合わせて計画案の29ページの数値目標の推進体制の策定率というところが何を指してるのかがわかりにくいので、説明していただいてもいいのでしょうか。

採決 可決 報告事項（１）	(加藤生涯学習課長) 計画案資料の３ページをご覧ください。ページ上の表でございます。子ども読書活動推進計画というのは、その策定は努力目標として位置付けられているもので、義務づけられているというわけではございません。これを受けまして、令和元年度は１７市町でしたが令和５年度においては１９市町と徐々にこの推進体制を整えるという市町の動きがございますので、これをさらに広げていくという形で目標として掲げているものでございます。 (芹野委員) ２１市町まであと２市町ということでしょうか。 (加藤生涯学習課長) あと２つの市町につきましてももうすでに現在策定に向けた準備を進められているところですので、そのサポートとしてこの計画を用いていただくような形で考えております。 (芹野委員) 先ほど言った意見にも繋がりますが、やはりどうやって繋がっていくか、子どもたちまで届けることができるのかという中身が大切だと思いますので、策定したら終わりということにならないように、常に見返しながら、よりよいものに仕上げていくところも連絡調整をしっかり図っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。 (加藤生涯学習課長) ありがとうございます。新規事業の中では実際に市町の公立図書館と連携しながら、その地域における子どもたちの研修を行うなど、一緒に行動しながら取組を進めていくということを考えておりますので、またご指導いただければと思っております。 (前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは質疑討論を止めて採決いたします。第３１号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。 (前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第３１号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続いて報告事項に入ります。報告事項（１）について説明をお願いします。
--	---

質 疑	(石橋特別支援教育課長) 冊子１の８ページをご覧ください。報告事項（１）「県立時和特別支援学校の開校について」をご報告いたします。「１ 開校に向けた準備状況」をご覧ください。令和４年２月に策定いたしました第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画において、県立鶴南特別支援学校時津分校の本校化を公表し、本校化に向けた具体的な取組をスタートさせました。令和４年１２月の定例教育委員会において鶴南特別支援学校時津分校を本校化し、県立時和特別支援学校として令和６年４月に開校することについてご承認をいただき、今年度校章や校歌の作成や高等部棟の増築工事を行い、４月に開校を迎えます。「２ 周知」につきましては、長崎新聞社が発行する「生活情報紙ととって motto!」の１月２６日号に掲載し、校名の由来やスクールカラーなど開校に向けた準備状況について県民の皆様にも周知を図ったところであります。「３ 開校式」につきましては、４月９日火曜日を予定しております。時和特別支援学校の校歌は別紙２のとおりであります。後日開校式のご案内をさせていただきますので、ご出席をいただき子どもたちが元気に歌う校歌をお聞きいただければと思っております。開校まで残りわずかとなりましたが、鶴南特別支援学校時津分校と連携、協力を行いながら、障害のある子どもたちが新しい学校で充実した学校生活を送ることができるよう準備を進めて参りたいと思います。報告は以上になります。 (前川教育長) ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。 (廣田委員) よろしいですか。先ほども少し質問しましたが教育長報告の中で県内の学校で特別支援学校の教職員数が２１人に増えているという説明がありましたよね。そのことにも関連していますが、この時和特別支援学校が本校として新しく出発をするということで、いろいろな特別支援学校が現在もありますが、職員数や生徒数は学校規模で考えてみた場合に長崎県の中ではどのぐらいの規模の学校になるのかということをお教えてください。 (石橋特別支援教育課長) 時和特別支援学校の規模でございますけども、令和５年５月現在で時津分校の児童生徒数が１４４名になります。現在県内には特別支援学校として本校が１３校、分校が４校ございまして、その１７校の中で生徒数は４番目の規模となっております。なお、教職員数のみで見ると６番目の規模となっております。 (廣田委員)
------------	--

相当規模の大きい学校として、スタートしていくということですね。そういう意味では長崎は積極的に特別支援学校について順次計画を立てて充実をさせてきていますが、これだけの規模の学校をスタートさせるというのは、少し遅かったという気がしないでもないですが、その点についてはどう考えますか。

(石橋特別支援教育課長)

ご質問ありがとうございます。全体の児童生徒数が減少していく中で特別支援学校に就学する子どもたちがどのタイミングで減に転じていくのか、そういったところを見極めていくことが非常に難しかったという現状がございますけれども、特別支援学校に就学する生徒がまだ微増を続けておりますので、このタイミングになったという状況でございます。

(廣田委員)

今回のことは保護者も多分喜んでいるだろうと思います。これだけの規模で、分校から本校になってスタートできるということはそれだけの需要があったということですからね。今回盲学校の敷地の中にできたということですよ。私はせっかくそういった別の視点の特別支援学校があるので、盲学校との連携ができる部分もあるのではないかと思います。そういう部分についても今回のように周知する際に書いてもらったほうがいいと思いますし、せっかくだから学校でもっと連携していくっていう視点もやはり必要ではないのかと少し思いました。

(石橋特別支援教育課長)

ありがとうございます。まだまだこれから周知も図っていこうと思っておりますので、そういった視点も含めて周知をさせていただきたいと思っております。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。伊東委員。

(伊東委員)

すみません、変なことを質問するようで申し訳ないんですが、校歌や校章はもう決まりましたという話がありましたけども、この資料の中に校訓が書いてありますがこれもすでに決まっているんでしょうか。

(石橋特別支援教育課長)

はい、校訓についてもすでに学校の方で決めさせていただいております。

(伊東委員)

報告事項（２）	校訓が「健やかで豊かに学び 拓く」とありますが、何を拓くのかと思いましたが、これはいろいろな人がいますので、例えば、夢、希望、道や何かその人が思ったものを拓くということでしょうか。何か目的格があったほうがいい気がしましたが、すでに決まっているようであれば結構です。 （石橋特別支援教育課長） ありがとうございます。子どもの実態が様々ですのでご指摘のとおり、子どもによって何を拓くかといったところは、教育活動の中で、それぞれの子どもたちに目標を持たせて拓かせていきたいと考えております。 （前川教育長） 他にございませんでしょうか。よろしいですか。 それではご質問等なければ、続いて報告事項（２）の説明をお願いします。 （植松高校教育課人事管理監） 「令和６年度県立学校校長・副校長及び教頭選考試験の結果について」ご報告いたします。冊子１の資料１１ページをご覧ください。校長・副校長選考試験及び教頭試験につきましては、記載のとおり１２月及び一部を２月に実施いたしました。今回の選考資料につきましては廣田委員様に突合いただいております、ありがとうございます。全体的な概要につきましては２に記しておりますように、校長・副校長の合格者が１８名、最終倍率は２．２倍、教頭の合格者が１６名、最終倍率は３．１倍でした。女性については、校長・副校長に２名、教頭に４名合格をしております。 それでは今お配りいたしました選考資料をお開きください。まず校長・副校長の選考資料をご覧ください。選考は勤務評価及び個人面接結果の総合点で行っております。資料は右側に総合１００点とありますが、その総合点の順番に並べております。総合点が高点の場合は受験番号の若い順に並べております。校長・副校長につきましては今年度末に役職定年を迎えるものが１２名おります。すでに昨年までに校長試験に合格して名簿登載している人数及び令和６年度末に役職定年を迎える数を考慮いたしまして、選考資料１枚目と２枚目の別選考②とあわせて本年度は１８名の合格としております。次に教頭の選考資料をご覧ください。こちら２次試験は個人面接及び勤務評価の総合結果を１００点満点で並べております。教頭については、教頭の退職と校長・副校長の退職及び昇任、すでに教頭試験に合格し名簿登載されている人数を考慮しまして今年度は１６名の合格としております。任用については名簿登載した上で行うこととなります。以上、報告を終わります。 （前川教育長）
----------------	--

質 疑 報告事項（３）	ただいまの報告についてご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。 それではご質問等がなければ、続きまして報告事項（３）について説明をお願いします。 （植松高校教育課人事管理監） 冊子１の１２ページをご覧ください。「令和７年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」ご報告いたします。まず「１ 試験期日・場所・内容」についてですが、第１次試験は６月１６日日曜日に予定しております。これは九州主管課長会議において統一日として決定しております。例年より３～４週間早い時期での実施となります。第１次試験の場所につきましては、本年度は長崎西高校と長崎商業高校で実施いたしましたが、次年度は長崎西高校と長崎北陽台高校で実施する予定です。第２次試験の日程は８月２１日から９月２日までの期間のうち１日または２日を指定することになっております。また小学校・中学校本免申請者で、オンラインでの受験を希望する者については８月２４日に実施いたします。実施要項の交付は４月９日火曜日からを予定しておりまして、高校教育課のホームページからダウンロードして入手することとしております。また出願手続きにつきましてもインターネットでの電子申請を原則としており、４月１５日から４月２５日までの期間を出願期間としております。以上報告となります。	
質 疑	（前川教育長） ただいまの報告についてご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。ご質問等なければ、以上で報告事項を終了いたします。 次の冊子２の審議から非公開で行いますので、恐縮ですが、報道関係者の方はご退席お願いいたします。	
冊 子 ２ 報 告	（別紙議事録）	
冊 子 ３ 議 題	（別紙議事録）	
冊 子 ４ 協 議	（別紙議事録） １２時２０分、本日の会議を終了	